多良木町の副食費

- ○年収360万円未満の世帯のすべての子どもは免除 ★1号認定(77,101円未満)
- 〇全所得階層の第3子以降の子どもは免除

			保育標準時間		副食費(教育利用 1号)			
)			多良木町	国の定める額				
各月初日の保育の実施に係る入所児の属する階層区分			徴収基準額 (月額)	徴収基準額 (月額)				
階層区分		定義	3歳未満児 (3号認定)	3歳未満児 (3号認定)	第1子	第2子	第3子 保育所に兄 保育所に兄姉 姉がいる場合 がいない場合	
第1	生保等	生活保護法による被保護世帯(単給世帯 を含む)、里親世帯	0円	0円	無料	無料	無料	
第2-1	要保護世帯 等	町民税非課税の要保護世帯	0円	0円	無料	無料	無料	
第2-2	一般	町民税非課税の一般世帯	1,500円	3,000円	無料	無料	無料	
第3-1	要保護世帯 等	町民税所得割額77,101円未満の 要保護世帯	1,500円	3,000円	無料	無料	無料	
第3-2	一般	町民税所得割額77,101円未満の 一般世帯	7,500円	10,100円	無料	無料	無料	
第4	一般	町民税所得割額211,200円以下の世帯	13,000円	20,500円	4,500円	4,500円	無料	4,500円
第5	一般	町民税所得割額211,201円以上の世帯	18,100円	25,700円	4,500円	4,500円	無料	4,500円